

令和5年9月20日

取引業者 各位

国立大学法人愛媛大学
財務部財務企画課

インボイス制度について

令和5年10月1日から、消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されます。

取引業者の皆様におかれましては、制度をご理解いただいたうえで、「適格請求書発行事業者」への登録のご準備・ご対応をお願いいたします。

また、適格請求書発行事業者の皆様におかれましては、10月1日以降における本学との取引に係る代金の請求においては、下記の要件を満たす「適格請求書」を交付いただきますようお願いいたします。

記

【適格請求書の記載事項】（国税庁 HP より） ※赤字が新たに必要になる項目です。

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称